

体育奨励事業補助金支給規程変更について

H. U. グループ健康保険組合の体育奨励事業補助金支給規程の名称並びに条文の変更について、令和6年2月20日開催の第90回組合会においてが議決されたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告します。

「申請方法を簡略化することで、本事業をより活用しやすくする」「補助金として現金振り込みとしていたものをポイント付与に改め、申請手続き等利用者の事務作業の効率化を図る」「同様にポイント付与を実施している事業を規程に明文化する」以上のことから本規程の条文を見直すとともに、規程の名称をポイント付与規程に改める。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日

H. U. グループ健康保険組
理 事 長 木 村 博



H.U.グループ健康保険組合 ポイント付与規程

(目的)

第1条 H.U.グループ健康保険組合（以下「組合」という。）の保健事業実施に際し、被保険者または被扶養者に対し、組合よりポイントを付与することで、被保険者または被扶養者の健康保持増進を図るものとする。

(ポイント付与対象者等)

第2条 ポイント付与の対象者は、そのポイント付与対象事業の実施時期並びにポイント付与時のいずれにおいても被保険者または被扶養者の資格を有する者とする。

2.ポイントは株式会社法研が実施している My Health Web のポイントとする。

(ポイント付与対象事業)

第3条 ポイント付与の対象事業は、次のものとする。

1. 体育奨励事業
2. インフルエンザ補助事業
3. 健康優良者褒賞事業

(体育奨励事業)

第4条 前条に定める体育奨励事業については、被保険者が原則として以下のいずれかの要件を満たす活動に参加した場合を対象とする。

- (1) 公共事業体等が実施するスポーツ大会等で、組合の保健事業として有効適切であると組合が認めるもの。
- (2) 上記に該当しないスポーツ活動で被保険者が複数参加するスポーツ活動で、組合の保健事業として有効適切であると組合が認めるもの。

2. ポイント付与は、前項に定める活動に要した1人当たり費用1円を1ポイントとし、要した費用の範囲内において2,000ポイントを上限として、当該年度に1回に限り付与する。

(インフルエンザ補助事業)

第5条 第3条に定めるインフルエンザ補助事業については、被扶養者及び任意継続被保険者が医療機関などで季節性インフルエンザの予防接種を実施した場合を対象とする。

2. ポイント付与は、インフルエンザ予防接種に係る1人当たり費用1円を1ポイントとし、要した費用の範囲内において2,000ポイントを上限として、当該年度に1回に限り付与する。なお、予防接種費用は複数回の合算も可能とするが、上限は変えないものとする。

(健康優良者褒賞事業)

第6条 第3条に定める健康優良者褒賞事業については、被保険者が原則として以下の全ての要件を満たした場合を対象とする。

(1) 当該年度に通年で当組合の被保険者(任意継続被保険者を含む)として在籍していること。

(2) 当該年度内に保険診療を一度も受けていないこと。

(3) 当該年度内に事業主健診を含む健康診断を受診し、当組合にその結果を提出していること。

2. ポイント付与は、前項の要件を満たした被保険者に対し、4,000 ポイントを当該年度に1回に限り付与する。

(ポイント申請等)

第7条 ポイントの申請等の手続きについてはそれぞれの事業ごとに別に定めるものとする。

(ポイント付与の決定)

第8条 組合は、被保険者又は被扶養者からポイントの申請を受理したときは、速やかにポイントを決定し付与する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会において決定する。

附 則 (令 6.2.20 組合会議決)

(施行期日)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。